

## 学校給食に関する保護者申出書(様式12-1号)について

### 【申出内容】

- ① 給食の停止(牛乳・パン・米飯・副食・給食すべて)
- ② 給食の再開(牛乳・パン・米飯・副食・給食すべて)

停止する項目に応じて給食費から減額します。(但し、小学校の児童につきましては、国の施策である給食費の無償化により減額の対象となる部分についてご負担いただかないため、給食の一部を停止した場合でも、保護者負担額30円からの減額は行いません。)

※副食停止とは、副食すべてを食べないことです。副食のうち、特定の食材だけを除去したい、特定の食材が含まれる献立だけ停止したいという申出は、原則受け付けることができません。(アレルギー対応とは異なります)

### 【申出方法】

・様式12-1号「学校給食に関する保護者申出書」を学校に提出してください。

・申出は、原則毎月5日を締切日とし、翌月1日から対応を行います。

※新小学校1年生については、対応開始は令和8年5月、初回申出締切日を4月15日(水)とします。

様式第12-1号		学校給食に関する保護者申出書		様式見本	
(宛先) 宝塚市立		学校長 様		申出日 年 月 日	
学校名	宝塚市立	学校	入学予定	在籍	
児童生徒氏名		学年	※入学予定の場合記入不要		
保護者氏名		組	年	組	
住所		連絡先			
● 申出内容 (該当するものに丸印をつける)					
停止	牛乳	パン	米飯	副食	給食すべて
再開	牛乳	パン	米飯	副食	給食すべて
● 申出理由					
<p>(保護者確認欄) 食物アレルギーによる対応ではないことを理解した上で申し出ます。</p> <p>署名</p> <p>※食物アレルギー等、健康上の理由の場合は、「食物アレルギー等の対応申請書」により申請していただく必要があります。食物アレルギーかもしれないと思った場合は、まず医療機関を受診してください。</p>					
<p>(注意事項)</p> <p>1 申し出は、原則毎月5日を締切日とし、翌月1日から対応を行います。保護者や学校との確認に時間を要した際には、対応開始が遅れる場合がございますのでご了承ください。</p> <p>2 本申出書提出の際には、医師の診断書等の提出は必要ありません。</p>					
<p>(学校記入欄)</p> <p>保護者申し出を受諾し、 年 月より対応を開始します。</p>				受領印	
		宝塚市立	学校長		

### 【注意事項】

#### ① 他の児童生徒が欠席した場合の対応について

給食を停止している場合は、急な欠席等により余剰が出ていたとしても、提供することはできません。

#### ② 不足する栄養素の補填について

学校給食は栄養バランスを考え提供されています。給食を停止された場合は、不足する栄養素について、各ご家庭で補っていただきますようお願いいたします。

#### ③ 子どもの意思の尊重について

こども基本法では、子どもの意思が十分に尊重されることが定められています。正当な理由なく、子どもの意に反して、給食を停止する申出は行わないようお願いいたします。

#### ④ アレルギー対応ではないことについて

学校給食に関する保護者申出書による申出はアレルギーの対応ではありません。適切な対応を行うためにも、アレルギー等健康上の理由により給食停止を希望される場合は、必ず「食物アレルギー等の対応申請書」により申請してください。食物アレルギーかもしれないと思った場合は、まず医療機関を受診してください。